

コンパクトシティに関する最近の話題

- 立地適正化計画と地域公共交通計画の作成状況
- 閣議決定文書への掲載状況
- 令和4年度予算におけるコンパクトシティの位置づけ
- 脱炭素分野について
- 都市計画基本問題小委員会について

- **立地適正化計画と地域公共交通計画の作成状況**
- 閣議決定文書への掲載状況
- 令和4年度予算におけるコンパクトシティの位置づけ
- 脱炭素分野について
- 都市計画基本問題小委員会について

立地適正化計画の作成状況

○626都市が立地適正化計画について具体的な取組を行っている。（令和4年4月1日時点）
○このうち、448都市が計画を作成・公表。

※令和4年4月1日までに立地適正化計画を作成・公表の都市（オレンジマーカー）、防災指針を作成・公表の都市（青太枠：85都市）
都市機能誘導区域、居住誘導区域ともに設定した市町村（赤字：445都市）、都市機能誘導区域のみ設定した市町村（青字：3都市）

北海道	足寄町 弟子屈町	山形市	ひたちなか市	明和町	習志野市	五泉市	甲斐市	磐前市	弥富市	貝塚市	宇陀市	廿日市市	高知市	菊池市
札幌市	青森県	米沢市	守谷市	千代田町	柏市	上越市	上野原市	焼津市	東郷町	守口市	川西町	安芸高田市	南国市	宇城市
函館市	青森市	鶴岡市	常陸大宮市	邑楽町	市原市	阿賀野市	長野市	掛川市	東浦町	枚方市	国原本町	海田町	土佐市	益城町
小樽市	弘前市	酒田市	那珂市	埼玉県	流山市	魚沼市	長野市	藤枝市	津市	茨木市	王寺町	熊野町	須崎市	大分県
旭川市	八戸市	新庄市	坂東市	さいたま市	君津市	南魚沼市	松本市	袋井市	四日市市	八尾市	広陵町	山口県	四万十市	大分市
室蘭市	黒石市	上山市	かすみから市	川越市	酒々井町	胎内市	上田市	下田市	伊勢市	富田林市	和歌山県	下関市	いの町	別府市
釧路市	五所川原市	村山市	神栖市	熊谷市	栄町	湯沢町	岡谷市	堀野市	松阪市	寝屋川市	和歌山市	宇部市	北九州市	中津市
北見市	十和田市	長井市	鉢田市	行田市	芝山町	田上町	飯田市	湖西市	桑名市	河内長野市	海南市	山口市	久留米市	佐伯市
夕張市	むつ市	天童市	つくばみらい市	秩父市	長生村	湯沢町	須訪市	伊豆市	亀山市	大東市	新宮市	萩市	久留米市	臼杵市
網走市	田舎館村	尾花沢市	小美玉市	所沢市	東京市	富山県	須賀市	須賀市	熊野市	和泉市	湯浅町	防府市	久留米市	津久見市
苫小牧市	野辺地町	南陽市	茨城町	本庄市	八王子市	富山県	小諸市	伊豆の国市	伊賀市	箕面市	鳥取県	下松市	直方市	竹田市
稚内市	七戸町	中山町	大洗町	東松山市	府中市	高岡市	伊那市	牧之原市	朝日町	門真市	鳥取市	岩国市	飯塚市	豊後高田市
美唄市	おいらせ町	大江町	城里町	春日部市	調布市	魚津市	駒ヶ根市	函南町	長泉町	高石市	米子市	光市	田川市	杵築市
芦別市	五戸町	大石田町	東海村	狭山市	日野市	氷見市	中野市	清水町	長泉町	高石市	島根県	柳井市	八女市	宇佐市
江別市	階上町	高島町	阿見町	鴻巣市	福生市	小矢部市	大町市	長泉町	周南市	東大阪市	島根県	美祢市	筑後市	豊後大野市
士別市	岩手県	白鷹町	境町	深谷市	狛江市	射水市	飯山市	森野市	大津市	阪南市	松江市	南門市	行橋市	由布市
名寄市	盛岡市	福島県	栃木県	草加市	西東京市	入善町	朝日町	塩尻市	彦根市	島本町	益田市	徳島県	小郡市	国東市
三笠市	宮古市	福島市	宇都宮市	戸田市	川崎市	朝日町	石川県	佐久市	近江八幡市	忠岡町	大田市	徳島市	奈良市	玖珠町
根室市	大船渡市	会津若松市	足利市	朝霞市	相模原市	金沢市	金沢市	千曲市	草津市	能取町	江津市	鳴門市	太宰府市	宮崎県
千歳市	花巻市	郡山市	栃木市	志木市	横須賀市	小松市	小松市	東御市	守山市	神戶市	雲南市	小松島市	朝倉市	宮崎市
滝川市	北上市	いわき市	佐野市	和光市	平塚市	輪島市	輪島市	御代田町	栗東市	姫路市	隠岐の島町	安南市	那珂川市	都城市
歌志内市	二戸市	いわき市	鹿沼市	久喜市	安曇野市	加賀市	加賀市	富士見町	甲賀市	尾崎市	岡山市	吉野川市	那珂川市	日向市
深川市	日光市	須賀川市	日光市	久喜市	安曇野市	羽咋市	羽咋市	白馬村	野洲市	尾崎市	倉敷市	高松市	串間市	西都市
富良野市	小山市	喜多方市	小山市	久喜市	安曇野市	羽咋市	羽咋市	坂城町	湖南市	明石市	津山市	丸亀市	三股町	三股町
登別市	真岡市	喜多方市	真岡市	久喜市	安曇野市	羽咋市	羽咋市	岐阜県	東近江市	西宮市	笠岡市	坂出市	国富町	綾町
北広島市	大田原市	喜多方市	大田原市	久喜市	安曇野市	羽咋市	羽咋市	岐阜県	愛荘町	洲本市	総社市	善通寺市	国富町	綾町
石狩市	矢板市	喜多方市	矢板市	久喜市	安曇野市	羽咋市	羽咋市	岐阜県	京都府	加古川市	高梁市	観音寺市	綾町	綾町
当別町	那須塩原市	喜多方市	那須塩原市	久喜市	安曇野市	羽咋市	羽咋市	岐阜県	京都市	赤穂市	新見市	さぬき市	高千穂町	高千穂町
福島町	さくら市	喜多方市	さくら市	久喜市	安曇野市	羽咋市	羽咋市	岐阜県	福知山市	西脇市	備前市	赤磐市	鹿島市	鹿島市
七飯町	那須烏山市	喜多方市	那須烏山市	久喜市	安曇野市	羽咋市	羽咋市	岐阜県	舞鶴市	高砂市	赤磐市	真庭市	小城市	小城市
八雲町	下野市	喜多方市	下野市	久喜市	安曇野市	羽咋市	羽咋市	岐阜県	綾部市	朝来市	真庭市	矢掛町	徳島市	徳島市
長万部町	益子町	喜多方市	益子町	久喜市	安曇野市	羽咋市	羽咋市	岐阜県	宇治市	たつの市	矢掛町	愛媛県	基山町	基山町
江差町	茂木町	喜多方市	茂木町	久喜市	安曇野市	羽咋市	羽咋市	岐阜県	亀岡市	福岡市	奈良市	奈良市	長崎市	長崎市
古平町	芳賀町	喜多方市	芳賀町	久喜市	安曇野市	羽咋市	羽咋市	岐阜県	向日市	福岡市	奈良市	奈良市	長崎市	長崎市
余市町	宮城県	茨城県	宮城県	久喜市	安曇野市	羽咋市	羽咋市	岐阜県	長岡京市	奈良市	奈良市	奈良市	長崎市	長崎市
南幌町	仙台市	水戸市	仙台市	久喜市	安曇野市	羽咋市	羽咋市	岐阜県	八幡市	奈良市	奈良市	奈良市	長崎市	長崎市
栗山町	石巻市	日立市	石巻市	久喜市	安曇野市	羽咋市	羽咋市	岐阜県	京田辺市	奈良市	奈良市	奈良市	長崎市	長崎市
鷹栖町	登米市	土浦市	登米市	久喜市	安曇野市	羽咋市	羽咋市	岐阜県	南丹市	奈良市	奈良市	奈良市	長崎市	長崎市
東神楽町	大崎市	古河市	大崎市	久喜市	安曇野市	羽咋市	羽咋市	岐阜県	大阪府	奈良市	奈良市	奈良市	長崎市	長崎市
斜里町	富谷市	古河市	富谷市	久喜市	安曇野市	羽咋市	羽咋市	岐阜県	堺市	奈良市	奈良市	奈良市	長崎市	長崎市
白老町	柴田町	結城市	柴田町	久喜市	安曇野市	羽咋市	羽咋市	岐阜県	豊中市	奈良市	奈良市	奈良市	長崎市	長崎市
厚真町	秋田県	龍ヶ崎町	秋田県	久喜市	安曇野市	羽咋市	羽咋市	岐阜県	池田市	奈良市	奈良市	奈良市	長崎市	長崎市
安平町	能代市	下妻市	能代市	久喜市	安曇野市	羽咋市	羽咋市	岐阜県	吹田市	奈良市	奈良市	奈良市	長崎市	長崎市
新得町	横手市	常総市	横手市	久喜市	安曇野市	羽咋市	羽咋市	岐阜県	田原市	奈良市	奈良市	奈良市	長崎市	長崎市
芽室町	大館市	常陸太田市	大館市	久喜市	安曇野市	羽咋市	羽咋市	岐阜県	高槻市	奈良市	奈良市	奈良市	長崎市	長崎市
	湯沢市	高萩市	湯沢市	久喜市	安曇野市	羽咋市	羽咋市	岐阜県		奈良市	奈良市	奈良市	長崎市	長崎市
	笠岡市	高萩市	笠岡市	久喜市	安曇野市	羽咋市	羽咋市	岐阜県		奈良市	奈良市	奈良市	長崎市	長崎市
	取手市	高萩市	取手市	久喜市	安曇野市	羽咋市	羽咋市	岐阜県		奈良市	奈良市	奈良市	長崎市	長崎市
	大仙市	高萩市	大仙市	久喜市	安曇野市	羽咋市	羽咋市	岐阜県		奈良市	奈良市	奈良市	長崎市	長崎市
	小坂町	高萩市	小坂町	久喜市	安曇野市	羽咋市	羽咋市	岐阜県		奈良市	奈良市	奈良市	長崎市	長崎市
	山形県	高萩市	山形県	久喜市	安曇野市	羽咋市	羽咋市	岐阜県		奈良市	奈良市	奈良市	長崎市	長崎市

[illegible]

表は地域公共交通計画作成済みの団体

- ・赤字は立地適正化計画作成済みの団体
- ・オレンジ色は利便増進実施計画作成済みの団体: 47件

- 立地適正化計画と地域公共交通計画の作成状況
- **閣議決定文書への掲載状況**
- 令和4年度予算におけるコンパクトシティの位置づけ
- 脱炭素分野について
- 都市計画基本問題小委員会について

政府の方針におけるコンパクト・プラス・ネットワークの位置付け

○コンパクト・プラス・ネットワークは、経済成長、財政健全化、地方創生、社会資本整備の重点化など、**多様な重要政策課題への処方箋**として、**政府の各種方針に位置付け**られている。

『新しい資本主義 実行計画 フォローアップ』

(令和4年6月7日閣議決定)

1. デジタル田園都市国家構想の推進
- (3) デジタル田園都市国家構想の前提となる安心の確保
- ② 豊かな田園都市国家を支える交通・物流インフラの整備
(交通・物流、インフラ、都市の課題解決)
- …インフラ分野のDX、**コンパクト・プラス・ネットワークの取組**を進め、生産性・利便性向上、民間投資の喚起などのインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。
(都市の競争力向上)
- ・多様な働き方・暮らし方に対応した**コンパクト**でウォーカブルなまちづくりを推進する

経済成長

『経済財政運営と改革の基本方針2022』(骨太方針)

(令和4年6月7日閣議決定)

第4章 中長期の経済財政運営

3. 生産性を高め経済社会を支える社会資本整備

災害リスクや人口動態の変化を見据えた**立地適正化**を促進するとともに、建築・都市のDX等を活用しつつ都市再生を促進し、公園の利活用等による人間中心のまちづくりを実現する。

経済・財政改革

『デジタル田園都市国家構想基本方針2022』

(令和4年6月7日閣議決定)

- 第3章 各分野の政策の推進
4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
- (5) 豊かで魅力あふれる地域づくり/①質の高い暮らしのためのまちの機能の充実
- i 魅力的な地方都市生活圏の形成
- ・**立地適正化計画、地域公共交通計画**等に取り組む地方公共団体に対して、関係省庁が連携したコンサルティング、支援施策の充実やモデル都市の横展開を行い、**コンパクト・プラス・ネットワーク**や地方再生の**取組の裾野を拡大**する。
- vii 地域における脱炭素化の推進
- ・脱炭素型まちづくりに向けて、都市の**コンパクト化**、街区単位での面的な取組、都市空間の緑化などの取組を推進する。

地方創生

コンパクトシティ
+
ネットワーク

『健康・医療戦略』(令和2年3月27日閣議決定)

4. 具体的施策

4. 2. 健康長寿社会の形成に資する新産業創出及び国際展開の促進等
4. 2. 1. 新産業創出／(1)公的保険外のヘルスケア産業の促進等
- 個別の領域の取組(まちづくり、住宅)
- ・**コンパクト**で歩きたくなるまちづくりを推進するとともに、公共交通の充実による移動機会の増大を図ることにより、予防・健康づくりや高齢者の社会参加を促進する。

健康長寿社会の実現

『第5次社会資本整備重点計画』

(令和3年5月28日閣議決定)

社会資本整備

3. 計画期間における重点目標、事業の概要
- 重点目標3: 持続可能で暮らしやすい地域社会の実現
- 【3-1: 魅力的なコンパクトシティの形成】
- ・都市の中心拠点や生活拠点に、居住や医療・福祉・商業等の生活サービス機能を誘導するとともに、公共交通の充実を図ることにより、**コンパクト・プラス・ネットワークの取組を推進**

『第2次交通政策基本計画』

(令和3年5月28日閣議決定)

交通政策

第4章 目標と講ずべき施策

- 目標② まちづくりと連携した地域構造のコンパクト・プラス・ネットワーク化の推進
- ・地域公共交通計画と立地適正化計画について、市町村に対するコンサルティング等により、両計画の一体的な策定・実施を促進するとともに、…関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組を通じ、…**コンパクト・プラス・ネットワークの取組の裾野を拡大**する。

- 立地適正化計画と地域公共交通計画の作成状況
- 閣議決定文書への掲載状況
- **令和4年度予算におけるコンパクトシティの位置づけ**
- 脱炭素分野について
- 都市計画基本問題小委員会について

- 立地適正化計画等の計画策定や、医療、福祉施設、居住機能の移転の促進等、コンパクトなまちづくりを推進する地方公共団体に対して、重点的な支援を実施。
- 頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画における「防災指針」の作成や、計画の定期的な評価や見直しに対して、重点的な支援を実施。

●計画策定の支援

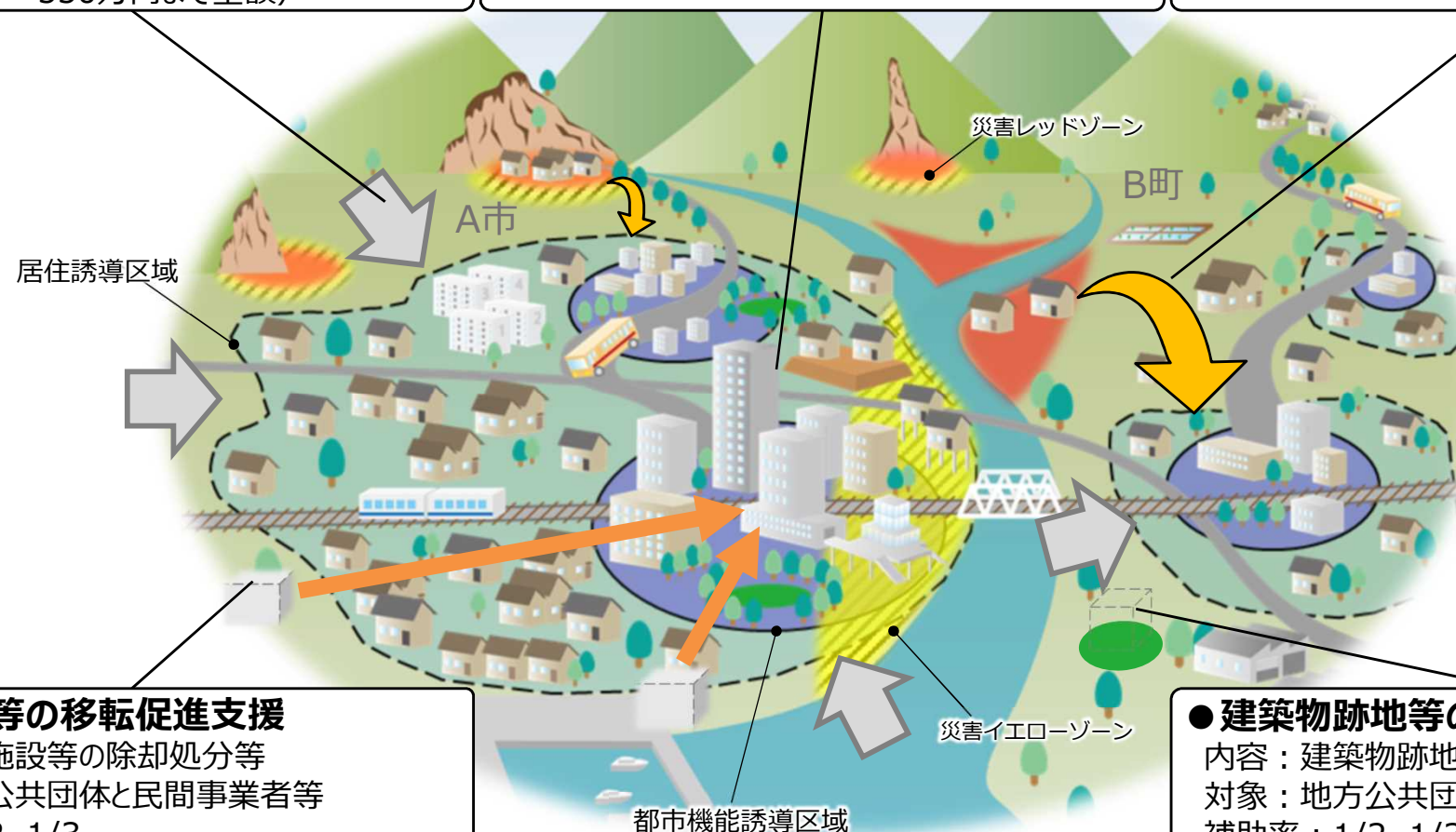
内容：立地適正化計画（防災指針含む）、
広域的な立地適正化方針等の策定
対象：地方公共団体等
補助率：1/2（一定の小規模自治体は
550万円まで全額）

●コーディネート支援

内容：まちづくりに関する専門家の活用等
対象：地方公共団体と民間事業者等
補助率：1/2、1/3

●居住機能の移転に向けた調査支援

内容：誘導区域外の災害ハザードエリアからの
移転促進調査等
対象：地方公共団体と民間事業者等
補助率：1/2（上限500万円/年）



●誘導施設等の移転促進支援

内容：誘導施設等の除却処分等
対象：地方公共団体と民間事業者等
補助率：1/2、1/3

●建築物跡地等の適正管理支援

内容：建築物跡地等の管理支援
対象：地方公共団体と民間事業者等
補助率：1/2、1/3

- 立地適正化計画と地域公共交通計画の作成状況
- 閣議決定文書への掲載状況
- 令和4年度予算におけるコンパクトシティの位置づけ
- **脱炭素分野について**
- 都市計画基本問題小委員会について

2050年カーボンニュートラルに向けた動き

■ 内閣総理大臣所信表明演説(令和2年10月26日)

2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す。

■ 内閣総理大臣施政方針演説(令和3年1月18日)

もはや環境対策は経済の制約ではなく、社会経済を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出す鍵。COP26までに、意欲的な2030年目標を表明し、各国との連携を深めながら、世界の脱炭素化を前進させます。

■ 地球温暖化対策推進本部(令和3年4月22日)

2050年目標と整合的で、野心的な目標として、2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指します。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けてまいります。このあと、気候サミットにおいて、国際社会へも表明をいたします。

■ G7サミット2021首脳コミュニケ(令和3年6月13日)

雇用を創出し、排出を削減し、世界的な気温上昇を1.5度に抑えることを追求するグリーン革命を支援することにより、我々の地球を守る。2030年までの20年間で我々全体の排出を半分に抑え、2025年までに気候資金を増加及び改善させつつ、遅くとも2050年までのネット・ゼロにコミット。

《関連計画等の見直し》

■ 地球温暖化対策計画の見直し

- ・中期:2030年度に2013年度比26%減
- ・長期:2050年までに80%減

★2021.11のCOP26に向け改定予定

■ エネルギー基本計画の見直し

- ・2030年エネルギーミックスの実現
火力全体56%(77%)、原子力22~20%(6%)、
再エネ22~24%(17%) ※(2018年度)

★地球温暖化対策計画と併せ改定予定

■ パリ協定長期成長戦略の見直し

- ・ビジネス主導の非連続なイノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現

★2050年カーボンニュートラルに伴い見直し

《グリーン成長戦略》

■ 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(R3.6.18)

★革新的イノベーションに関わる重要分野について実行計画を策定(昨年末の内容を更に深掘りして成長戦略会議に報告。そのエッセンスを成長戦略に位置付け閣議決定)

- ・「経済と環境の好循環」を作っていく産業政策＝グリーン成長戦略
- ・今後の産業として成長が期待され、2050年カーボンニュートラルを目指す上で取組が不可欠な14の重要分野において、目標、研究開発・実証、制度整備等を盛り込んだ「実行計画」を策定(うち、国交省関連分野は12分野)
- ・高い目標にコミットする企業による長期にわたる技術の開発・実証を2兆円の基金で支援

《地域脱炭素ロードマップ》

■ 国・地方脱炭素実現会議の設置(R2.12.25)

★議長:官房長官、副議長:環境、総務大臣、委員:地方創生担当、農水、経産、国交の各大臣+6自治体の長

★国・地方が協働する地域脱炭素ロードマップを策定(R3.6.9)

- ①脱炭素先行地域(100か所以上)
- ②脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施(各地の創意工夫を横展開)

(参考)ゼロカーボンシティの拡大

- ・東京都、京都市、横浜市を始めとする399自治体が「2050年までにCO₂排出実質ゼロ」を表明(R3.6.4時点)

脱炭素に関するコンパクトシティの記載状況

地域脱炭素ロードマップ 令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議とりまとめ

3. 地域脱炭素を実現するための取組

3-2. 脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施（各地の創意工夫を横展開）

重点対策⑦ コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり

都市のコンパクト化やゆとりとにぎわいあるウォーカブルな空間の形成等により車中心から人中心の空間へ転換するとともに、これと連携した**公共交通**の脱炭素化と**更なる利用促進**を図るとともに、併せて、都市内のエリア単位の脱炭素化に向けて包括的に取り組む。

2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略 令和3年6月18日策定

4. 重要分野における「実行計画」（8）物流・人流・土木インフラ産業

④ インフラ・都市空間等でのゼロエミッション化

＜現状と課題＞

人口減少や高齢化の進展だけでなく**エネルギーや環境の観点**からも、**持続可能なまちづくりの実現を図る必要**がある。このような背景の下、**コンパクトなまちづくり**に向け、地域公共交通と連携し、居住や都市機能の集約を目指す「立地適正化計画」（都市再生特別措置法）を作成した市町村数は、448市町村である（2022年4月1日時点）。

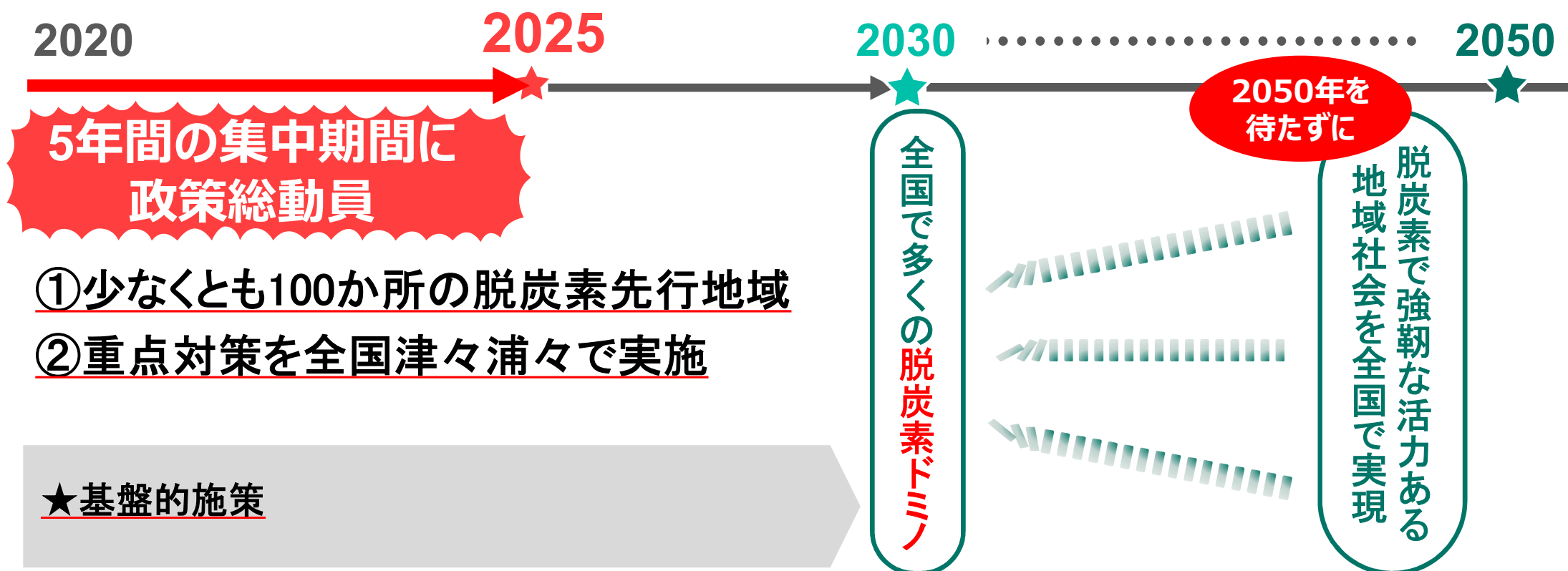
＜今後の取組＞

コンパクト・プラス・ネットワークの更なる推進を実現するために、2024年度末までに600市町村の「立地適正化計画」の作成を目指す。

2. 地域脱炭素ロードマップ 対策・施策の全体像

国・地方脱炭素実現会議（取りまとめ）
地域脱炭素ロードマップ概要より引用

- 足元から5年間に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援
 - ①2030年度までに少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」をつくる
 - ②全国で、重点対策を実行（自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車、食ロス対策など）
- 3つの基盤的施策（①継続的・包括的支援、②ライフスタイルイノベーション、③制度改革）を実施
- モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに脱炭素達成（脱炭素ドミノ）



「みどりの食料システム戦略」「国土交通グリーンチャレンジ」「2050カーボンニュートラルに伴うグリーン戦略」等の政策プログラムと連携して実施する

3-2. 脱炭素の基盤となる重点対策

国・地方脱炭素実現会議（取りまとめ）
地域脱炭素ロードマップ概要より引用

- 全国津々浦々で取り組む脱炭素の基盤となる重点対策を整理
- 国はガイドライン策定や積極的支援メカニズムにより協力

- ① 屋根置きなど **自家消費型の太陽光発電**
- ② **地域共生・地域裨益型再エネ**の立地
- ③ 公共施設など業務ビル等における徹底した**省エネと再エネ電気調達**
と更新や改修時の**ZEB化誘導**
- ④ **住宅・建築物の省エネ性能**等の向上
- ⑤ **ゼロカーボン・ドライブ**（再エネ×EV/PHEV/FCV）
- ⑥ 資源循環の高度化を通じた**循環経済への移行**
- ⑦ コンパクト・プラス・ネットワーク等による**脱炭素型まちづくり**
- ⑧ 食料・農林水産業の**生産力向上と持続性の両立**

【参考】脱炭素型まちづくりに関連する計画制度

- 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の地方公共団体実行計画（区域施策編）において、コンパクト・プラス・ネットワークに関連する「都市機能の集約」、「公共交通の確保・利用促進」が位置付け。
- 2050カーボンニュートラルに向けて**市町村のコンパクトシティの推進も重要な役割**

地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）

（地球温暖化対策推進法、H20計画制度創設（H28改正で都市機能の集約が計画事項に追加））

- ・策定主体：都道府県・市町村【577団体が作成済み】
（都道府県、政令市、中核市、施行時特例市に策定義務、その他市町村にも策定努力義務）
- ・内容：区域の温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策
 - 再生可能エネルギー導入の促進
 - 地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進
 - 都市機能の集約促進、公共交通機関の利便増進、緑地その他の地域環境の整備・改善**
 - 循環型社会の形成

事業者・住民活動
循環型社会形成

低炭素まちづくり計画

（エコまち法、H24制度創設）

- ・策定主体：都市計画を有する市町村【26市区町村が作成済み】
- ・内容：都市の低炭素化の促進に関する施策
 - 都市機能の集約化**
 - 公共交通機関の利用促進**
 - 貨物運送の合理化、緑地保全、再生可能エネルギー施設の設置
 - 建築物の省エネ化促進

建物省エネ
再エネ施設設置
緑地の整備保全

都市機能の集約

公共交通の確保・利用促進

移動距離の低減、公共交通利用促進による**自動車からのCO2排出の抑制、エネルギーの効率化等**

立地適正化計画

（都市再生特別措置法、H26制度創設）

- ・策定主体：都市計画を有する市町村【448市町村が作成済み】
- ・内容：住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画
 - 居住環境の向上、**公共交通の確保等の居住誘導区域に居住を誘導する施策**
 - 都市機能誘導区域に**誘導施設の立地を誘導する施策**
 - 誘導施設の整備事業
 - 居住誘導区域等の**防災・減災対策**

都市機能の整備
居住環境の向上
居住の安全確保

2022年5月31日時点

※表明自治体総人口（各地方公共団体の人口合計）では、都道府県と市区町村の重複を除外して計算しています。

表明市区町村 (8,559万人)



* 朱書きは表明都道府県、その他の色書きはそれぞれ共同表明団体、市区町村の表明のない都道府県名は省略

地方公共団体実行計画の概要



- 地方公共団体は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体実行計画（地方公共団体の温室効果ガス削減計画）を策定することとされている。
- 実行計画を活用し、地域における合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業を促進する、地域脱炭素化促進事業に関する制度が令和3年の改正温対法により創設、令和4年4月から施行された。

地方公共団体実行計画

1. 事務事業編（すべての地方公共団体に義務付け）

- 公共施設における再エネ・省エネ設備導入など、自らの事務及び事業に関する温室効果ガス削減計画

2. 区域施策編

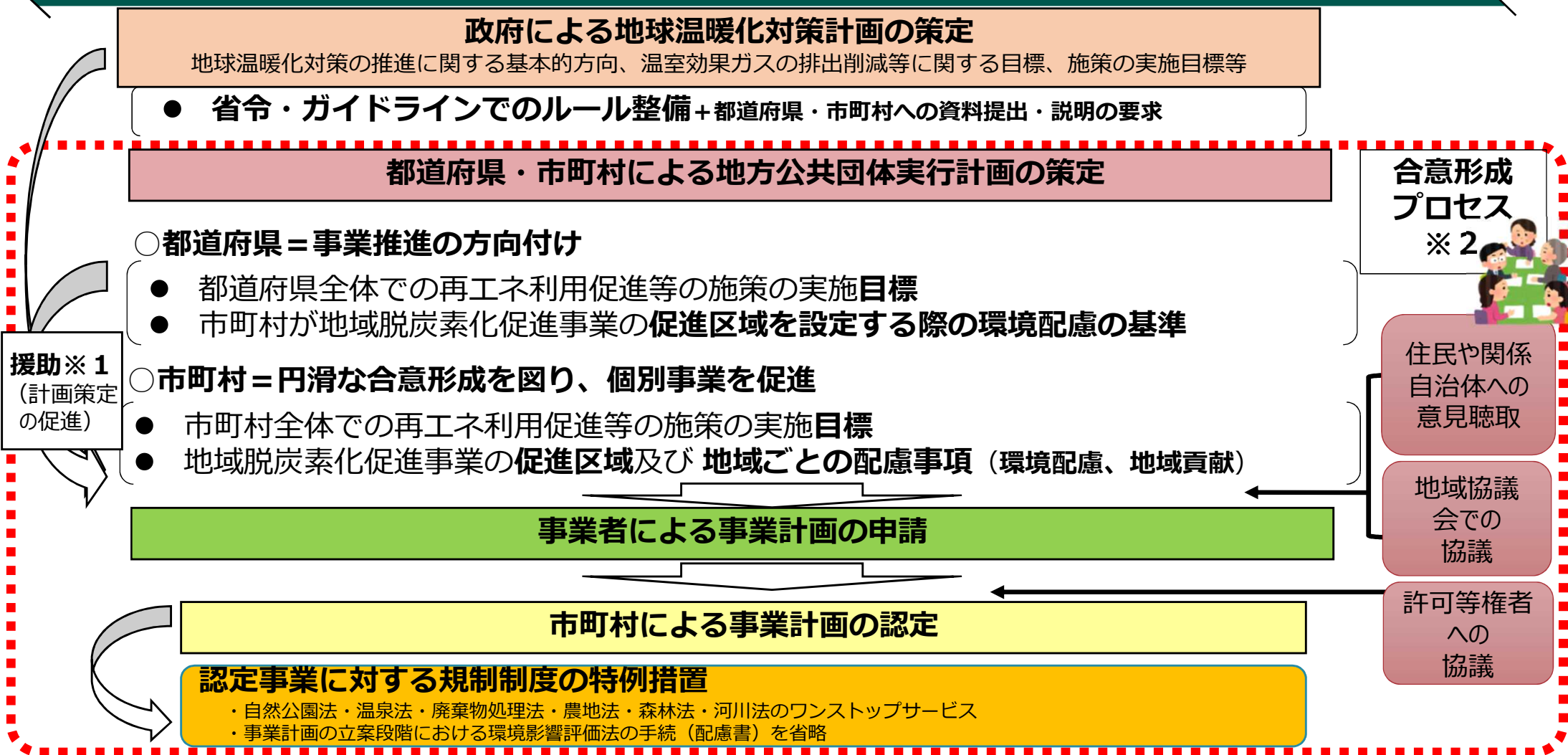
- ① 事業者・住民等の取組も含めた区域全体の削減計画。再エネ・省エネ等の施策と、施策の目標※を定める。（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市に義務付け、その他市町村は努力義務※。）
- ② すべての市町村は、①に加えて、地域の再エネ事業（地域脱炭素化促進事業）に関する促進区域や、事業に求める環境保全のための取組、地域貢献の取組等の要件を実行計画に定めるよう努める。
- ③ 都道府県は、①に加えて、市町村が促進区域を定める際の環境配慮の基準を実行計画に定めることができる。

※ 区域施策編の策定事項に施策の目標が追加されたこと、市町村は区域施策編の策定について努力義務とされたことも、令和3年の改正温対法によるもの。

地域脱炭素化促進事業計画の認定

- 市町村が2. ②に関する事項を定めている場合、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、市町村の実行計画に適合するよう事業計画を作成し、市町村の認定を受けることができる。
- 事業者が認定された事業計画に従って行う再エネ事業は、関係許可等手続のワンストップ化、環境影響評価法に基づく配慮書手続の省略の特例を受けることができる（配慮書手続の省略は、都道府県が2. ③を定めている場合のみ）。

地域脱炭素化促進事業に関する制度の全体像



※1 国及び都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努める（第22条の12）。

※2 住民その他の利害関係者や関係地方公共団体の意見聴取（第21条第10項及び第11項）や、協議会が組織されているときは当該協議会における協議が必要（第21条第12項）。協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者等の事業者、住民等により構成。

地方公共団体実行計画の策定～地域脱炭素化促進事業計画の認定に至る流れ

温対法の
位置づけ

地方公共団体実行計画の策定

地域脱炭素化促進事業計画の認定

市町村

市町村が
議論の場（協議会等）を設けて、
ステークホルダー（関係者・関係機関）
とともに、**課題のあぶりだし・解決方法を**
検討

協議
会

協議会等において、
● 環境保全上の支障の
おそれのないよう「**促進区域**」を議論
● 市町村として事業者を求める
・ 地域の環境の保全のための取組
・ 地域の経済及び社会の持続的発
展に資する取組 等

※改正地球温暖化対策推進法第21条5項各号
も議論

市町村の地方公共団体実行計画に記載

合意形成の促進

市町村は、
事業者から申請を受け
て、
関係機関に
許認可等の書類を転送

促進区域における事業者
に求める左記の取組を満
たした事業計画を認定

※改正地球温暖化対策推進法
第22条の2

事業者

事業の
構想

事業の候補地や調整が必要な課題の見える化
事業予見性が高まる

事業計画の
立案

許認可手続の
ワンストップ化等

事業計画の
実施

地方公共団体実行計画制度の施行状況

- 地方公共団体実行計画の策定状況については以下の通り。小規模な団体における策定・実行が課題。

地方公共団体実行計画策定状況（2021年10月時点調査）

団体区分	回答団体数	事務事業編		区域施策編	
		策定団体数	策定率	策定団体数	策定率
都道府県	47	47	100%	47	100%
政令指定都市	20	20	100%	20	100%
中核市	62	62	100%	62	100%
施行時特例市	23	23	100%	23	100%
その他人口10万人以上の市区町村	180	179	99.4%	120	66.7%
人口3万人以上10万人未満の市区町村	484	473	97.7%	170	35.1%
人口1万人以上3万人未満の市町村	450	405	90.0%	69	15.3%
人口1万人未満の市町村	522	396	75.9%	66	12.6%
その他市区町村計 （政令指定都市、中核市、施行時特例市除く）	1,636	1,453	88.8%	425	26.0%
計（都道府県＋市区町村）	1,788	1,605	89.8%	577	32.3%

グリーン社会の実現に向けた「国土交通グリーンチャレンジ」の概要

社会資本整備審議会・交通政策審議会 環境部会・技術部会合同「グリーン社会WG」

社会資本整備審議会及び交通政策審議会
環境部会及び技術部会
グリーン社会WG（とりまとめ）より引用

国土・都市・地域空間におけるグリーン社会の実現に向けた分野横断・官民連携の取組推進

脱炭素社会 気候変動適応社会 自然共生社会 循環型社会

2050年の長期を見据えつつ、2030年度までの10年間に重点的に取り組む6つのプロジェクトの戦略的实施

基本的な取組方針

★分野横断・官民連携による統合的・複合的アプローチ

★時間軸を踏まえた戦略的アプローチ

横断的視点

- ①イノベーション等に関する産学官の連携
- ②地域との連携
- ③国民・企業の行動変容の促進
- ④デジタル技術、データの活用
- ⑤グリーンファイナンスの活用
- ⑥国際貢献、国際展開

省エネ・再エネ拡大等につながる スマートで強靱なくらしとまちづくり

- LCCM住宅・建築物,ZEH・ZEB等の普及促進,省エネ改修促進,省エネ性能等の認定・表示制度等の充実・普及,更なる規制等の対策強化
- 木造建築物の普及拡大
- インフラ等における太陽光,下水道バイオマス,小水力発電等の地域再エネの導入・利用拡大
- 都市のコンパクト化,スマートシティ,都市内エリア単位の包括的な脱炭素化の推進
- 環境性能に優れた不動産への投資促進 等

自動車の電動化に対応した 交通・物流・インフラシステムの構築

- 次世代自動車の普及促進,燃費性能の向上
- 物流サービスにおける電動車活用の推進,自動化による新たな輸送システム,グリーンスローモビリティ,超小型モビリティの導入促進
- 自動車の電動化に対応したインフラの社会実装に向けた, EV充電器の公道設置社会実験,走行中給電システム技術の研究開発支援等
- レジリエンス機能の強化に資するEVから住宅に電力を供給するシステムの普及促進 等

港湾・海事分野におけるカーボン ニュートラルの実現,グリーン化の推進

- 水素・燃料アンモニア等の輸入・活用拡大を図るカーボンニュートラルポート形成の推進
- ゼロエミッション船の研究開発・導入促進,日本主導の国際基準の整備
- 洋上風力発電の導入促進
- ブルーカーボン生態系の活用,船舶分野のCCUS研究開発等の吸収源対策の推進
- 港湾・海上交通における適応策,海の再生・保全,資源循環等の推進 等

グリーンインフラを活用した 自然共生地域づくり

- 流域治水と連携したグリーンインフラによる雨水貯留・浸透の推進
- 都市緑化の推進,生態系ネットワークの保全・再生・活用,健全な水循環の確保
- グリーンボンド等のグリーンファイナンス,ESG投資の活用促進を通じた地域価値の向上
- 官民連携プラットフォームの活動拡大等を通じたグリーンインフラの社会実装の推進 等

※このほか,適応策については,特に「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」の着実な実施,更なる充実を図る。

デジタルとグリーンによる 持続可能な交通・物流サービスの展開

- ETC2.0等のビッグデータを活用した渋滞対策,環状道路等の整備等による道路交通流対策
- 地域公共交通計画と連動したLRT・BRT等の導入促進,MaaSの社会実装,モーダルコネクトの強化等を通じた公共交通の利便性向上
- 物流DXの推進,共同輸配送システムの構築,ダブル連結トラックの普及,モーダルシフトの推進
- 船舶・鉄道・航空分野における次世代グリーン輸送機関の普及 等

インフラのライフサイクル全体での カーボンニュートラル,循環型社会の実現

- 持続性を考慮した計画策定,インフラ長寿命化による省CO₂の推進
- 省CO₂に資する材料等の活用促進,技術開発
- 建設施工分野におけるICT施工の推進,革新的建設機械の導入拡大
- 道路(道路照明のLED化),鉄道(省エネ設備),空港(施設・車両の省CO₂化),ダム(再エネ導入),下水道等のインフラサービスの省エネ化
- 質を重視する建設リサイクルの推進 等

国土交通省環境行動計画(概要) 重点施策①

省エネ・再エネ拡大等につながるスマートで強靱な暮らしとまちづくり

《住宅・建築物の更なる省エネ対策の強化》

目指すべき 住宅・建築物の姿	2030年	2050年
省エネ	新築される住宅・建築物についてはZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能が確保される	ストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能が確保される
再エネ	新築戸建住宅の6割において太陽光発電設備が導入される	導入が合理的な住宅・建築物における太陽光発電設備等の再生可能エネルギー導入が一般的となる

- 新築住宅を含む省エネ基準への適合義務化(2025年度まで)、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)・ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の普及促進
※建築物省エネ法の改正
※誘導基準、住宅トップランナー基準の引上げ、省エネ基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年までに実施
- 既存ストックの省エネ改修促進
- 公営住宅やUR賃貸住宅等の新築の原則ZEH化、省エネ改修促進
- 木造建築物の普及拡大



中高層の木造建築物

《インフラ等における再エネの導入・利用の拡大》

- 公的賃貸住宅、官庁施設、道路・空港・港湾・公園・下水道等のインフラ空間等を活用した太陽光発電の導入拡大
- 下水道バイオマス、下水熱等の利用推進
- 小水力発電、ダムの運用改善等による水力エネルギーの利用促進



道路における太陽光発電施設活用



公園における太陽光発電

《脱炭素化に資するまちづくり》

- 都市のコンパクト化、スマートシティの社会実装の推進、3D都市モデル(PLATEAU)等のデジタル技術やデータの利活用
- 居心地が良く歩きたくなる空間の形成、自転車利用の促進
- 都市部のエリア単位での包括的な脱炭素化の推進、環境性能に優れた不動産への投資促進

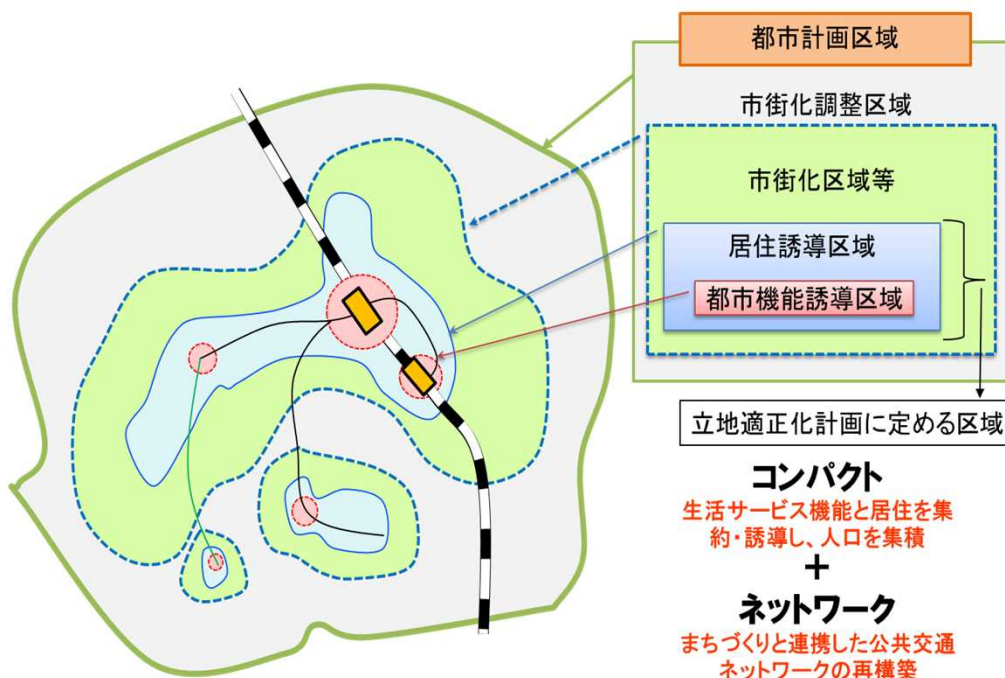


○地域公共交通と連携し、まちなかへ住まいや都市機能を誘導する「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取組を推進。

○都市構造の集約化による公共交通の利用促進、自動車の移動距離の短縮等によりCO₂排出量を削減。

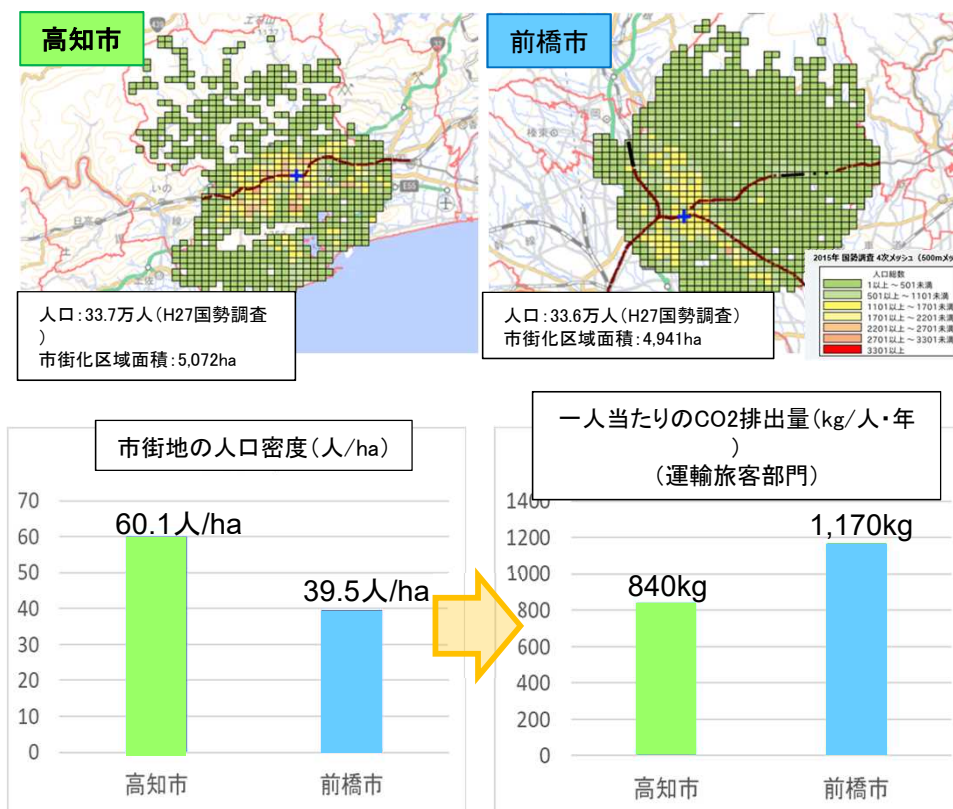
＜コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ＞

○平成26年度に都市再生特別措置法を改正し、立地適正化計画制度を創設



＜都市のコンパクト化とCO₂排出量の例＞

高知市と前橋市の比較



- ・立地適正化計画は、**448市町村**で作成済み(R4.4)
- ・令和6年度までに**600市町村**での作成を目指す

出典: 平成18年版環境白書を元に、平成27年国勢調査等により国土交通省都市局が時点修正

- 立地適正化計画と地域公共交通計画の作成状況
- 閣議決定文書への掲載状況
- 令和4年度予算におけるコンパクトシティの位置づけ
- 脱炭素分野について
- **都市計画基本問題小委員会について**

第18回都市計画基本問題小委員会

日 時：令和4年6月29日(水) 16:30～18:30
場 所：国土交通省6階618会議室（都市局会議室）

※WEB 併用会議

1. 開 会

2. 議 事

- ・報告「都市行政をめぐる最近の状況と今後の検討課題（案）について」
- ・委員による意見交換

3. 閉 会

社会資本整備審議会審議会都市計画・歴史的風土分科会
都市計画部会 都市計画基本問題小委員会 委員等名簿

(敬称略50音順)

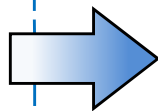
委 員	大橋 洋一	学習院大学大学院法務研究科教授
	谷口 守	筑波大学システム情報系社会工学域教授
	村木 美貴	千葉大学大学院工学研究院教授
臨 時 委 員	秋田 典子	千葉大学大学院園芸学研究院教授
	坂井 文	東京都市大学都市生活学部教授
	中川 雅之	日本大学経済学部教授
	野澤 千絵	明治大学政治経済学部教授
	横張 真	東京大学大学院工学系研究科教授
	内海 麻利	駒澤大学法学部政治学科教授
専 門 委 員	黒澤 幸太郎	むつ市都市整備部都市計画課長
	中村 英夫	日本大学理工学部土木工学科教授
	名畑 恵	錦二丁目エリアマネジメント株式会社代表取締役 NP0 法人まちの縁側育くみ隊代表理事
	馬場 正尊	東北芸術工科大学教授 株式会社オープン・エー代表取締役
	村山 顕人	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻准教授
	山本 雄司	神戸市都市局長

今後ご議論いただくテーマ(案)

<議論の全体像>人口減少・都市縮退に対応した制度・取組へのシフト (案)

(都市のライフサイクル)

整備・開発フェーズ
＜人口増加・都市拡大対応型＞



管理・運営・活用フェーズ
＜人口減少・都市縮退対応型＞

(視点)

マクロ
〔都市の
全体構造〕



ミクロ
〔都市アセット
のパーツ〕

- 土地利用の整序
- 市街地開発事業
- 都市施設の整備
(都市計画事業)

(現行 都市計画法)

(取組の方向性)

- 都市構造の再構築
(コンパクト+ネットワークの
実現)

(H26.8～ 立地適正化計画制度)

- 都市アセットの管理・運営・
活用によるサステイナブルな
まちづくり

(論点)

論点 1

- 広域的観点での土地利用最適化**
 - ・集約エリア外の土地利用のあり方
 - ・広域調整のあり方

論点2

- 「軸」と「拠点」の高質化**
 - ・都市機能誘導区域の誘引力向上
 - ・公共交通との連携強化

論点3-1

- 都市アセットのリニューアル**
 - ・市街地整備事業の「公共性」の捉え方
 - ・運営・活用を見据えた整備のあり方

論点3-2

- 民間活力による都市アセットの活用**
 - ・エリマネ団体の事業環境整備
 - ・関係者間の合意・ルールのか組み

論点4

- 変化に柔軟に対応できるまちづくり**
 - ・多様化する住民ニーズの適確な把握
 - ・社会実験的な取組

論点1. 広域的な観点からの土地利用の最適化

- 隣接する都市計画区域の境界付近の郊外部等、土地利用規制の強弱が混在・隣接するエリアにおいて、広域的な観点から最適な土地利用をどのように実現するか。

【検討・分析の視点】

- ー 土地利用規制を行う地方公共団体（都市計画部局のほか、関係部局も含む）、開発を行う事業者、住宅の購入者、土地の所有者等の関係者にはどのようなインセンティブが働いているか
- ー 都市のコンパクト化を進める中で、
 - ✓ 郊外部＝・ 集約エリア外の土地利用の方向性について、どのような要素を考慮し、どう考えるべきか
 - ・ 非線引き区域・市街化調整区域等を念頭に、きめ細かく計画的に開発をコントロールするための手法としてどのようなものがありうるか
 - ✓ 中心部＝都市機能や居住の誘引力を高めるため、どのような取組が必要か
- ー ある地方公共団体における土地利用規制等が他の地方公共団体に影響を及ぼす（及ぼすおそれがある）場合等に、どのように調整すべきか

など

(コンパクト・プラス・ネットワーク)の高質化

- 都市構造の骨格をなす「軸」＝公共交通の利便性・持続可能性と、「拠点」＝都市機能誘導区域の誘引力を高め、「コンパクト・プラス・ネットワーク」をより高質で実効性の高い取組とするためにはどのような方策が必要か。

【検討・分析の視点】

<都市機能誘導区域>

- － 多極ネットワーク型コンパクトシティを目指す中で、まちの中心的な拠点以外に、どのような地域にどのような都市機能の集積が求められるか
- － 求められる都市機能に対応して、どのような種類・規模の施設を誘導すべきか
- － 各拠点に都市機能・施設を強力に誘導するため、どのような取組が必要か

<公共交通>

- － まちづくりと公共交通との連携を実質的なものとするためには、まちづくり側と公共交通側のそれぞれにおいて、どのような視点で、どのような取組が必要か
- － 厳しい環境にある公共交通の経営判断と、中長期的観点で講じられるまちづくり政策との時間軸のギャップをどのように埋めるか

論点3. 都市アセットの管理・運営・活用による サステイナブルなまちづくり

○ 既存の都市空間を自律的・継続的に管理・運営・活用することにより、人口減少社会に対応したサステイナブルなまちづくりを実現するためには、どのような方策が必要か。

【検討・分析の視点】

＜都市アセットのリニューアル＞

- ー 市民ニーズに適確に応え、魅力ある市街地を形成・再生する観点から、市街地整備事業について、
 - ✓ 社会情勢の変化を踏まえ、事業の目的である「公共性」を柔軟に捉えることができないか
 - ✓ 事業終了後の施設運営・エリアマネジメントとの一貫性・連続性をどのように確保するか

＜民間活力による都市アセットの活用＞

- ー エリアマネジメント活動のリソース・採算性を確保し、プレーヤーを惹き付ける観点から、以下のような点でまちづくり団体等の活動の領域を広げることができないか
 - (例) ✓ 公共空間等の柔軟な利活用、収益事業の実施
 - ✓ 地域内の官民データの収集・共有・活用
- ー 上記のような活動を円滑に行うためには、地域の関係者間でどのような合意・ルールの枠組みが必要か。また、その枠組みに基づいてどのような権限が与えられるべきか。

論点4. 変化に柔軟に対応できるアジャイルなまちづくり

- 市民ニーズの多様化・加速的变化に対応したアジャイルなまちづくりを可能とするためには、どのような取組が必要か。

【検討・分析の視点】

- － 市民ニーズのリアルタイムでの把握・反映のためには、どのようなデータ取得・活用環境が必要か
- － 都市計画や施設整備の事業の計画段階で、将来的な空間活用ニーズの変化をあらかじめ取り込む余地がないか
- － 既存の施設等について、空間活用ニーズの変化に応じ、当初の想定と異なる用途への活用・転用等を推進するため、どのような取組が必要か
- － 空間を柔軟に活用する社会実験的な取組の障壁となるものは何か。どのようにクリアすべきか。

など

今後の進め方

- 第18回 R4. 6. 29(本日)
 - ・ 事務局より、今後ご議論いただく論点(案)の提示
 - ・ 論点(案)、今後の検討の視点、収集すべき資料・データ等について委員間討議
- 第19回～ (R4年夏～年末頃)
 - ・ 第18回における委員のご意見も踏まえ、論点1～4について順次各論を議論
(概ね1ヶ月に1回程度の頻度で、3～4回程度開催)
- 令和5年初頃
 - ・ 中間取りまとめ(素案)提示、委員間討議
- 令和5年2～3月頃
 - ・ 中間取りまとめ